

事業計画概要書に対する知事意見書

7 長地環第 5-13 号

令和 7 年 (2025 年) 10 月 23 日

飯栄建設株式会社
代表取締役 矢島 稔典 様

長野県長野地域振興局長

令和 7 年 8 月 25 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する
条例第 35 条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	飯栄建設株式会社 代表取締役 矢島 稔典 長野県下水内郡栄村大字豊栄 632 番地
(2) 事業計画の概要	
➤ 申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の新規許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下水内郡栄村大字豊栄字森下 645 番、646 番、647 番、648 番
② 廃棄物の処理施設の種類	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の破砕施設
③ 処理を行う廃棄物の種類	・ 破砕する産業廃棄物 がれき類 (廃コンクリート及び廃アスファルトに限る。)、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (コンクリートくずに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	・ がれき類等の破砕施設 320 t / 日 (40t/h : 8 時間稼働)
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 栄村大字豊栄 白鳥区 野沢温泉村大字東大滝 東大滝区、明石区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 栄村長、野沢温泉村長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第 1 回 令和 7 年 11 月 3 日 (月) 午後 7 時から 第 2 回 令和 7 年 11 月 4 日 (火) 午後 7 時から (場所) 下水内郡栄村大字豊栄 1167 番地 白鳥農村研修センター (白鳥公民館)

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。